

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町本郷	平成 30 年 2 月	令和 3 年 7 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.2 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.4 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4 ha
(備考) 現在、農地中間管理機構の活用は考えていない。	アンケート回答割合 (②/①)
	63.6 %

#### 2. 対象地区の課題

当地区の農地はパイプラインが整備され、立地条件にも恵まれ鳥獣害も極めて少ないが、パイプラインの老朽化に伴い破損箇所も増え、今後、維持管理費の負担が大きくなっていく。担い手は確保できており、適正な農地管理ができていく。

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の優良農地を担い手に集積・集約化することで、農地の有効活用を図る。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

水稻、ハウス栽培 (苺・トマト)、露地野菜を中心に農地利用を図る。  
歴史ある本郷産苺・トマトを“本郷ブランド”と位置付け、販売戦略を展開する。  
当地区内で遊休農地が発生しないよう、貸し手と借り手をつなぐ組織作りを行う。